

令和7年度 第18回庁議要旨

日時：令和7年12月23日（火）

午前9時～午前9時35分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の対象事業の拡大について (市民生活部)

蓄電池は、従来、貯めた電力を特定の需要設備に直接放電する、又は太陽光などの発電所に併設して発電設備の一部として充放電することしかできなかったが、令和4年12月の電気事業法改正により、蓄電池単独で送電線を介して、隣接する鉄塔などから電気が余った時間に充電し、足りなくなった時間に系統電力に放電することが可能となった。

これに伴い、近年、蓄電池を系統用蓄電池（蓄電所）として利用する事業が全国的に増加し、注目を集めているが、騒音、景観、安全性などに関する周辺住民への影響が危惧されている。

本市では、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全と、再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るため、事業者の責務や事業の抑制区域等を条例で定めていることから、系統用蓄電池を設置する事業への適用についても検討する必要が生じている。

系統用蓄電池を設置する事業について、石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の適用対象とするもの。

(1) 主な内容

系統用蓄電池を設置する事業についても、石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の対象事業とし、下記の事項を適用する。

ア 事業の抑制を求める「抑制区域」を規定

- ① 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- ② 特色ある景観として良好な状態が保たれている区域
- ③ 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域
- ④ 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域
- ⑤ その他市長が必要と認める区域

イ 事業着手前の住民説明会の開催と市との協議を義務化

ウ 事業終了後の発電設備の撤去、原状回復を義務化

エ 市長への報告又は資料の提出、市職員への立入調査権限を規定

オ 市長による助言・指導・勧告及び公表の権限を規定

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）
市ホームページ等で周知

2 環境放射線対策事業の廃止について（市民生活部）

本市では、東京電力福島第一原発事故に伴う放射線に対する市民の不安払拭及び風評被害防止を図るために、平成24年度から「環境放射線対策事業」を実施し、「簡易空間放射線量測定器の貸出」及び「市民が持ち込む自家消費用食品等の放射性物質測定検査」を行ってきた。

東京電力福島第一原発事故からの時間経過に伴い、近年では当該事業に係る申請がほとんどなく、基準を超過した放射線量も検出されていないことから、当該事業の廃止を検討する必要がある。

環境放射線対策事業を廃止するもの。

(1) 主な内容

環境放射線対策事業を廃止する。

(2) 今後の予定

令和8年1月 市ホームページ等で周知

3月 石巻市放射線量測定器貸出要綱及び住民持込み食品等放射性物質簡易測定実施要領の廃止

3 住民票の写しの交付に係る手数料の改定について（市民生活部）

本市の住民基本台帳システムは、令和7年9月、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に規定された標準化基準に準拠するシステム（以下「標準準拠システム」という。）に移行し、稼働を開始している。

標準準拠システム移行前のシステムでは、住民票の写しの発行形式は、1枚につき世帯員1人分の情報のみを記載する「個人票」となっており、例えば、世帯員が4人の世帯であれば、個人票が4枚発行されていた。

標準準拠システムの移行に伴い、安定稼働と円滑な事務移行を優先し、住民票の写しの発行形式について従来の「個人票」で継続してきたものの、標準準拠システムでは、新たに1枚につき最大4人分の情報が記載でき、使用する用紙の枚数を減らす効果がある「連記式」の選択も可能となっていたことから、標準準拠システムを使用した住民基本台帳事務が円滑に推移していることを踏まえ、住民票の写しの発行形式を「連記式」に改めることとした。

住民票の写しの発行形式を「連記式」に改めることに伴い、住民票の写しの交付に係る手数料を改定するもの。

(1) 主な内容

住民票の写しの交付に係る手数料について、窓口交付時に設けていた、5人以上の場合は1人増すごとに100円加算する旨の規定を削除し、一律300円に改定する。

(2) 今後の予定

令和8年 2月 市議会第1回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和8年4月1日）

3月 市ホームページ、LINE等のSNSを活用し広報するほか、窓口でチラシを配布し周知

4 株式会社サンチャイルドとの高齢者地域見守り活動に関する協定締結について（保健福祉部）

株式会社サンチャイルドは、家電販売・修理や、小規模デイサービスの運営など、様々な事業を展開する市内の事業者である。

先般、同社から、業務を通じた「高齢者地域見守り」に関する協定を締結したいとの申出があり、具体的な取組について協議を行ってきた。

同社との協議が調ったことから、高齢者地域見守り活動に関する協定を締結するもの。

(1) 主な内容

【対象者】

株式会社サンチャイルドの顧客

【内容】

ア 業務により対象者宅への訪問を行う際、訪問先で異変等を発見した場合に本市へ連絡する。

① 訪問時はいつも玄関に出て来るので、玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がない。

② 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。

③ 日中に外灯が点灯している、日没後にカーテンが閉められていないなど、平常時と異なる状況である。

④ 駁声や物を投げる音が聞こえるなど、虐待を受けているおそれがあると推察される状況である。

⑤ その他異変等が発生していると推察できる状況である。

イ 対象者の生命に関わる緊急性がある場合に、救急車の手配や警察への連絡を行う。

ウ 対象者が介護又は生活上の課題に関する相談を希望した場合に、本市への相談を促す。

【協定締結期間】

協定締結日から令和10年3月31日まで（以後1年毎の自動更新）

(2) 今後の予定

令和8年1月13日 協定締結式

5 石巻ルネッサンス館用地の無償貸付期間の更新について（産業部）

石巻産業創造株式会社は、石巻トゥモロービジネスタウンに立地する企業の業務活動支援及び地元企業の発展に資する業務を行い、地域産業の創出を目的として、宮城県、独立行政法人中小基盤整備機構、金融機関等並びに石巻市の出資により設立された第三セクターであり、「石巻ルネッサンス館」を拠点としている。

同館用地は建設当初から本市が無償貸付を行っているが、現契約が令和8年3月31日をもって終了する。

同社は、平成23年度以降単年度黒字を継続しているものの、約6.5億円の累積損失が残存しており、その解消に時間要する見込みであることから、当該用地について3年間の無償貸付期間の更新を行うもの。

(1) 主な内容

- ア 貸付財産 普通財産 土地（現況地目：宅地）
- イ 所 在 石巻市開成1番35
- ウ 貸付面積 9,956.68 m²
- エ 貸付目的 石巻ルネッサンス館用地
- オ 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
- カ 貸付相手 石巻産業創造株式会社 代表取締役 近藤 順一
- キ 契約金額 無償

(2) 今後の予定

- 令和8年2月 市議会第1回定例会に財産の無償貸付けについて提案
- 4月 市有財産使用貸借契約の締結

6 石巻市営住宅の用途廃止について（建設部）

既存市営住宅の入居者については、令和2年7月に策定した「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画（令和7年1月改定）」により、復興公営住宅等への移転を進めているが、石巻市営渡波住宅及び石巻市営前谷地黒沢前住宅の入居者移転が完了した。

移転が完了した市営住宅の用途廃止を行い、管理戸数の適正化を図るもの。

(1) 主な内容

- 石巻市営渡波住宅及び石巻市営前谷地黒沢前住宅の用途を廃止するもの。
- ア 石巻市営渡波住宅（石巻市渡波梨木畠69番地3） 築56年
管理戸数：1棟2戸（1棟2戸を整備） 延床面積：2K 31.59 m²
- イ 石巻市営前谷地黒沢前住宅（石巻市前谷地字黒沢前104番地） 築67年
管理戸数：9棟9戸（20棟20戸を整備） 延床面積：2K 34.71 m²、3K 38.88 m²

(2) 今後の予定

- 令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市営住宅条例の一部改正について提案
(施行予定期月日：令和8年4月1日)
- 関係規則等の一部改正（施行予定期月日：令和8年4月1日）

7 桃生農業者体験実習館の廃止について（教育委員会）

桃生農業者体験実習館は、昭和60年4月1日に供用を開始し、常設展示室（天保の家、資料館）は江戸時代から昭和初期の農家の生活環境を学ぶことのできる施設として、地区内外の小学校等の見学などで利用されてきた。

また、実習館（創作館）については、公民館の教養講座や爱好者サークルの陶芸、木工作品の制作の場として多くの市民に利用されてきた。

令和3年12月に策定した「石巻市社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画」において、維持継続としているが、施設の老朽化が著しく、天保の家に至っては茅葺屋根の損傷が著しいものの、多

額の修繕費が見込まれるため修繕ができず、雨漏り等によって使用に耐えられない状況となり、令和7年6月から施設の貸出しを休止していた。

老朽化の著しい当該施設を廃止するもの。

(1) 主な内容

廃止する施設の概要

ア 名 称 桃生農業者体験実習館

イ 所 在 地 石巻市桃生町城内字東嶺324番地1

ウ 設置年月 昭和60年3月

エ 施設規模

① 本屋棟 木造平屋萱葺 面積 182.18m²

② 附属棟 木造平屋建中門造 面積 94.40m²

③ 資料館 木造平屋造 面積 168.56m²

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市桃生農業者体験実習館条例の廃止について提案
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

[報告事項]

1 令和7年度市民意識調査の集計結果報告書について（総務部）

本調査は、広聴事業として実施しており、市の施策の特定事項について市民の関心、意向、要望等を調査し、市民の意見を市政に反映させるもの。

(1) 主な内容

調査対象者・調査内容等

ア 調査対象者数：3,200人（市内に居住する満18歳以上の男女から無作為抽出）

イ 調査期間：令和7年7月25日（金）～8月15日（金）

ウ 調査項目：① 市政への関心

② S D G s（持続可能な開発目標）

③ 男女共同参画社会

④ スポーツ

⑤ 環境

⑥ 地域福祉

⑦ 中心市街地活性化

⑧ 石巻市博物館

エ 回収結果：(回収数) 1,307件、(回収率) 40.8%

※令和5年度の調査から郵送に加えてインターネットによる回収も実施

オ 調査結果：別添「令和7年度石巻市市民意識調査 集計結果報告書」のとおり

(2) 今後の予定

令和7年12月 集計結果報告書を石巻市議会、石巻記者クラブ、国会図書館等へ送付するほか、情報公開コーナーに設置し、ホームページに掲載する。

2 生活困窮者に対する住居確保給付金の拡充について（保健福祉部）

本市では、生活困窮者自立支援法等（以下「法律等」という。）に基づき、離職、廃業及びやむを得ない休業等により収入が減少し、家賃の支払いが困難になった者に対して、家賃相当額として住居確保給付金を支給し、生活の基盤となる住居と就職活動を支援する、石巻市生活困窮者住居確保給付金支給事業を実施している。

国は、これまで住居確保給付金の対象とならなかった転居費用についても、一定の要件のもと支給が可能となるよう、法律等の一部を改正した。

法律等の改正に伴い、本市においても生活困窮者に対して転居費用を支給するよう、住居確保給付金を拡充したもの。

(1) 主な内容

住居確保給付金を拡充し、以下のとおり新たに転居費用の支給を行うもの。

【支給対象者】

次の条件に該当する者

ア 収入減少期間要件

世帯収入が著しく減少した月から2年以内。

イ 収入要件

世帯の収入額が以下の基準額以下であること。

世帯の人数	収入基準額（円）
1人	130,000
2人	179,000
3人	225,000
4人	270,000
5人	315,000

ウ 資産要件

世帯の金融資産（預貯金等）の合計額が以下の金額以下であること。

世帯の人数	金融資産の合計額（円）
1人	504,000
2人	780,000
3人以上	1,000,000

エ 家計改善に関する要件（再支給も含む）

申請前に家計改善支援事業を利用して家計の見える化を図り、新たな居住先へ転居することで家計全体の支出削減が見込まれ、かつ、その転居費用の捻出が困難であると判断された場合に申請することが可能となる。

オ 支給額 【※石巻市生活保護基準住宅扶助特別基準額×3】

以下の金額を上限として、支給対象経費の実費を支給する。

なお、上限額は、石巻市内に転居した場合の額となり、上限額は転居先の自治体で異なる。

世帯の人数	支給上限額（円）
1人	138,000
2人	147,000
3人	159,000
4人	168,000
5人	180,000

カ 支給対象経費

転居する際に支出する経費のうち、以下の経費について支給が可能。

〈支給対象経費〉

- ・転居先への家財運搬費用
- ・転居先住宅の初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- ・原状回復費用（ハウスクリーニング等）
- ・鍵交換費用

〈支給対象とならない経費〉

- ・敷金
- ・契約時に支払う家賃（前家賃）
- ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

(2) 今後の予定

なし

【その他】

- ・令和8年石巻市議会第1回定例会について（総務部）
- ・市長挨拶（市長）

以上